

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3 月 24 日

火 曜 日

号 外

## 目 次

### 人事委員会規則

○公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	1
○教育長の営利企業等への従事制限に関する規則	2
○県立大学教員の研究成果活用企業の役員等との兼業に関する規則を廃止する規則	3
○平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則	
○平成27年4月1日における号給の調整に関する規則	8
○給料に関する規則の一部を改正する規則	17
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	47
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	48
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	50
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則	58
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則	52
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	54
○寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	55
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	59
○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	62
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	64
○富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	66
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	69

### 人事委員会告示

- 富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定についての一部改正

### 人事委員会訓令

- 富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 70

~~~~~

## 規 則

~~~~~

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第499号

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の  
一部を改正する規則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則（平成14年富山県人事委員会規則第183号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公益財団法人富山県ひとづくり財団」を「公益財団法人富山県ひとづくり財団 公立学校法人富山県立大学」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育長の営利企業等への従事制限に関する規則を定め、ここに公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第500号

教育長の営利企業等への従事制限に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、次のとおりとする。

- (1) 顧問
- (2) 評議員
- (3) 参与
- (4) その他前各号に類するもの

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

県立大学教員の研究成果活用企業の役員等との兼業に関する規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大坪 健

#### 富山県人事委員会規則第501号

県立大学教員の研究成果活用企業の役員等との兼業に関する規則を廃止する規則

県立大学教員の研究成果活用企業の役員等との兼業に関する規則（平成15年富山県人事委員会規則第205号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大坪 健

#### 富山県人事委員会規則第502号

平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成26年改正条例附則第5条第1項の人事委員会規則で定める職員）

**第2条** 平成26年改正条例附則第5条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料

---

表の適用を異にしない給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号。以下「給料規則」という。）別表第14から別表第21までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

次条第1項第1号において同じ。）をした職員

(2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

(3) 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（給料規則第39条、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）第8条、県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年富山県条例第53号）第10条又は県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年富山県条例第45号）第10条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間

イ 県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号）第2条の規定により休職にされていた期間

ウ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

エ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

オ 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

カ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

キ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間

- ク 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 26 年富山県条例第 73 号。以下「勤務時間条例」という。）第 11 条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- ケ 法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
- コ 法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第 10 条第 1 項又は第 17 条の規定による勤務をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動（法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第 2 条の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第 1 項第 5 号において同じ。）をした職員
- (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- (7) 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員であって、切替日以降にその職務の級が 3 級に昇格をしたもの
- （平成 26 年改正条例附則第 5 条第 2 項の規定による給料の支給）

**第 3 条** 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 34 号。以下「条例」という。）附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額）を、平成 26 年改正条例附則第 5 条第 2 項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 6 号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月

額に相当する額

- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成26年改正条例第2条の規定による改正前の条例（次号において「改正前の条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表、平成26年改正条例第5条の規定による改正前の富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表又は平成26年改正条例第7条の規定による改正前の富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項若しくは第2項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（同日に任期付職員条例第7条第3項又は任期付研究員条例第5条第4項の規定の適用を受けていた職員にあっては、同日にその者が受けていたこれらの規定による給料月額。イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
- イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額
- (7) 職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の3級に昇格をした場合 切替日の前日において受けていた給料月額と当該給料月額の100分の4に相当する額との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（条例附則第13項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を、平成26年改正条例附則第5条第2項の規定による給料として支給する。
- （平成26年改正条例附則第5条第3項の規定による給料の支給）

**第4条** 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人に勤務する者、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流

等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を、平成26年改正条例附則第5条第3項の規定による給料として支給する。

- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成26年改正条例附則第5条第2項の規定による給料の額に相当する額を、同条第3項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

**第5条** 平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

**第6条** 平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大坪

健



**富山県人事委員会規則第503号**

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則

(平成27年4月1日において号給の調整を行う職員)

**第1条** 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)

附則第19項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日(以下「調整日」という。)において39歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
- (2) 調整日において39歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれか2に該当する職員(人事委員会の定めるものを除く。)
- (3) 調整日において39歳以上48歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- (4) 調整日において39歳以上48歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみに該当する職員(人事委員会の定めるものを除く。)

**2** 前項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成19年4月1日において給料に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第258号。以下「給料規則」という。)第33条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、給料規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員(次に掲げる職員を除く。)

ア 平成19年4月1日から調整日までの間に、給料規則第24条第3項又は第38条の規定により号給を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)

イ 平成19年4月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない給料規則別表第14から別表第21までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員

ウ 平成19年4月1日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）

エ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間又は法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会の定めるもの

オ アからエまでに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

(2) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

ア 附則第2項による改正前の給料規則附則第5項（平成26年4月1日における号給の調整に関する規則（平成26年富山県人事委員会規則第475号）附則第2項による改正前の給料規則附則第5項を含む。以下「改正前給料規則附則第5項」という。）の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年2月1日（改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

イ 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年富山県人事委

員会規則第199号)第7条の規定により給料月額を決定された職員(以下「初任給均衡決定職員」という。)のうち、前号又はアに掲げる職員との均衡を考慮して給料月額を決定された職員

- (3) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に給料規則第18条第1号、第2号及び第4号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日まで間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- (4) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日まで間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、給料規則第24条第3項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前給料規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日(平成21年4月1日以後に給料規則第24条第3項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成19年2月1日(改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日))前となる職員及び給料規則第38条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (5) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日まで間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年4月1日から調整日まで間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

ア 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成19年3月31日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第3項第5号イ及び第4項第5号イにおいて同じ。）であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (6) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

3 第1項の平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年4月1日において給料規則第33条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、給料規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

- (2) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

ア 改正前給料規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日（改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

イ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はアに掲げる職員との均衡を考慮して

号給を決定された職員

- (3) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料規則第18条第1号、第2号及び第4号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、給料規則第24条第3項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前給料規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成21年4月1日以後に給料規則第24条第3項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成20年2月1日（改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となる職員及び給料規則第38条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (5) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- ア 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成20年3月31日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの
- イ 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (6) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員
- 4 第1項の平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成21年4月1日において給料規則第33条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、給料規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）
- (2) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- ア 改正前給料規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年2月1日（改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日）前となるもの
- イ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はアに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員
- (3) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に給料規則第18条第1号、第2号及び第4号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

- (4) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、給料規則第24条第3項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前給料規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年2月1日（改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日）前となる職員及び給料規則第38条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (5) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- ア 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成21年3月31日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの
- イ 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

**第2条** 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であつて、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に

復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

(この規則により難い場合の措置)

**第3条** 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(給料に関する規則の一部改正)

2 給料に関する規則の一部を次のように改正する。

第41条第1号中「附則第20項」を「附則第21項」に改め、「附則第18項」の次に「若しくは第19項」を加え、同条第2号中「附則第19項」を「附則第20項」に改め、「附則第18項」の次に「若しくは第19項」を加える。

附則第5項中「平成19年4月1日から平成21年4月1日まで（平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において38歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで）の間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 平成19年4月1日から平成21年4月1日まで
- (2) 平成27年4月1日以後に新たに職員となり、同日において48歳に満たない者（次号に掲げる者を除く。） 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで
- (3) 平成27年4月1日以後に新たに職員となり、同日において39歳に満たない者 平成19年4月1日



給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大坪 健

### 富山県人事委員会規則第504号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「条例別表第3イ」を「条例別表第3ア」に、「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に、「条例別表第3ウ」を「条例別表第3イ」に、「教育職給料表(3)」を「教育職給料表(2)」に改める。

第6条第5号を削り、同条第6号中「別表第8」を「別表第7」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「別表第9」を「別表第8」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「別表第10」を「別表第9」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「別表第11」を「別表第10」に改め、同号を同条第8号とする。

第7条第2項中「別表第12」を「別表第11」に改める。

第8条第2項中「別表第13」を「別表第12」に改める。

第9条中「別表第14」を「別表第13」に改める。

第12条第1号ウ中「5級」を「3級及び4級」に改め、同号オを削り、カをオとし、キからケまでをカからクまでとする。

第14条第1項第1号中「別表第15」を「別表第14」に改め、同項第2号中「別表第16」を「別表第15」に改め、同項第3号中「別表第17」を「別表第16」に改め、同項第4号中「別表第18」を「別表第17」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「別表第20」を「別表第18」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「別表第21」を「別表第19」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「別表第22」を「別表第20」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「別表第23」を「別表第21」に改め、同号を同項第8号とする。

第16条第1項中「別表第25」を「別表第23」に改める。

第19条第1号中「教授、准教授、研究員」を「研究員」に改める。

第24条第1項中「別表第24」を「別表第22」に改める。

第25条第4項中「教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)」を「教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)」に、「条例別表第3イ」を「条例別表第3ア」に、「又はウ」を「又はイ」に改める。

第32条第2号中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に改め、同条第3号中「教育職給料表(3)」を「教育職給料表(2)」に改める。

第33条第5項中「別表第25」を「別表第23」に改める。

第34条中「教育職給料表(1)の適用を受ける職員（教務職員を除く。）又は」を削る。

第39条第1項中「別表第26」を「別表第24」に改める。

別表第1教育職給料表(1)の項を削り、同表中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に、「教育職給料表(3)」を「教育職給料表(2)」に改める。

別表第2教育職給料表(1)の項を削り、同表中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に、「教育職給料表(3)」を「教育職給料表(2)」に改める。

別表第5を削る。

別表第6中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に改め、同表を別表第5とする。

別表第7中「教育職給料表(3)」を「教育職給料表(2)」に改め、同表の備考中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に改め、同表を別表第6とし、別表第8を別表第7とし、別表第9を別表第8とする。

別表第10の表中

歯科技工士	短大卒		2.5	5
		0	2.5	8
	高校卒		5	5
		0	5	10

を

歯科技工士	短大3卒		1	5
		0	1	6
	短大2卒		2.5	5
		0	2.5	8

に改め、同表を別表第9とし、別表第11から別表第16までを別表第10から別表第15までとする。

別表第17を削る。

別表第18中「教育職給料表(2)初任給基準表」を「教育職給料表(1)初任給基準表」に改め、同表の備考第1号中「別表第6の教育職給料表(2)」を「別表第5の教育職給料表(1)」に、「別表第12」を「別表第11」に改め、同表を別表第16とする。

別表第19中「教育職給料表(3)」を「教育職給料表(2)」に改め、同表の備考中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に改め、同表を別表第17とし、別表第20を別表第18とする。

別表第21の備考中「別表第9」を「別表第8」に改め、同表を別表第19とする。

別表第22の表中

短	大	卒	1級15号給
高	校	卒	1級5号給

を

短	大	3	卒	1級20号給
短	大	2	卒	1級15号給

に改め、同表の備考の1中「別表第10」を「別表第9」に改め、同表を別表第20とする。

別表第23の備考の1及び2中「別表第11」を「別表第10」に改め、同表を別表第21とする。

別表第24を別表第22とし、同表を次のように改める。

## 別表第22（第24条関係）

## 昇 格 時 号 給 対 応 表

## ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13

36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		
56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	26	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			
67	30	46	47	59	50	31			
68	30	46	47	60	50	32			
69	31	47	47	61	50	32			
70	31	47	48	62	50	32			
71	32	48	48	63	50	32			
72	32	48	48	64	50	32			
73	33	49	49	65	50	32			
74	33	49	49	66	50	32			
75	34	49	49	67	50	32			
76	34	49	50	68	50	32			
77	35	50	50	68	51	32			

78	35	50	50	68	51	32			
79	36	50	51	68	51	32			
80	36	50	51	68	51	32			
81	37	51	51	69	51	33			
82	38	51	52	69	51	33			
83	39	51	52	69	51	34			
84	40	51	52	69	51	34			
85	41	52	53	69	51	35			
86	41	52	53	70	51				
87	42	52	53	70	51				
88	42	52	53	70	51				
89	43	53	54	71	52				
90	43	53	54	72	52				
91	44	53	54	73	52				
92	44	53	54	74	52				
93	45	53	55	75	53				
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						
97		54	55						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	56						
102		55	56						
103		55	57						
104		56	57						
105		56	57						
106		56	57						
107		56	57						
108		56	58						
109		56	58						
110		57	58						
111		57	58						
112		57	58						
113		57	59						
114		57							
115		57							
116		58							
117		58							
118		58							
119		58							

120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

## イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19

32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31
56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	
68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	54	45	62	52	45	
71	63	59	55	46	63	52	45	
72	64	60	56	46	64	52	45	
73	65	61	57	47	65	52	45	



74	66	62	58	47	66	52	45	
75	67	63	59	48	67	52	45	
76	68	64	60	48	68	53	45	
77	69	65	61	49	68	53	45	
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53	46	
83	75	71	67	55	73	53	47	
84	76	72	68	56	74	53	47	
85	77	73	69	57	75	53	47	
86	78	74	69	57	76	53		
87	79	75	70	58	77	53		
88	80	76	70	58	78	54		
89	81	77	71	59	79	54		
90	81	78	71	59	80	54		
91	82	79	72	60	81	55		
92	82	80	72	60	82	55		
93	83	81	73	61	83	55		
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				

116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	102	103	96	69				
124	102	103	96	69				
125	103	103	96	69				
126		104	96					
127		104	96					
128		104	96					
129		105	96					
130		105	96					
131		105	96					
132		106	96					
133		106	97					
134		106	97					
135		107	97					
136		107	97					
137		107	97					
138		108	98					
139		108	99					
140		108	100					
141		109	100					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1

8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9

50	29	1	10
51	30	1	11
52	30	1	12
53	31	1	13
54	31	2	14
55	32	3	15
56	32	4	16
57	33	5	17
58	33	6	18
59	34	7	19
60	34	8	20
61	35	9	21
62	35	10	22
63	36	11	23
64	36	12	24
65	37	13	25
66	38	14	25
67	39	15	26
68	40	16	26
69	41	17	27
70	41	18	27
71	42	19	28
72	42	20	28
73	43	21	29
74	43	22	29
75	44	23	30
76	44	24	30
77	45	25	31
78	45	26	
79	46	27	
80	46	28	
81	47	29	
82	47	30	
83	48	31	
84	48	32	
85	49	33	
86	49	34	
87	50	35	
88	50	36	
89	51	37	
90	51	38	
91	52	39	

92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	57	50	
104	58	50	
105	58	51	
106	58	51	
107	59	52	
108	59	52	
109	59	53	
110	60	53	
111	60	54	
112	60	54	
113	61	55	
114	61	55	
115	61	56	
116	61	56	
117	61	57	
118	62	57	
119	62	57	
120	62	57	
121	62	57	
122	62	57	
123	63	58	
124	63	58	
125	63	58	
126	63	58	
127	63	58	
128	64	58	
129	64	59	
130	64	59	
131	64	59	
132	64	59	
133	65	59	

134	65	59	
135	65	60	
136	65	60	
137	65	60	
138	65		
139	66		
140	66		
141	66		
142	66		
143	66		
144	66		
145	67		
146	67		
147	67		
148	67		
149	67		
150	67		
151	68		
152	68		
153	68		

## エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1

18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	45	10	2
59	46	11	3

60	46	12	4
61	47	13	5
62	47	14	6
63	48	15	7
64	48	16	8
65	49	17	9
66	49	18	10
67	50	19	11
68	50	20	12
69	51	21	13
70	51	22	14
71	52	23	15
72	52	24	16
73	53	25	17
74	54	26	18
75	55	27	19
76	56	28	20
77	57	29	20
78	57	30	20
79	58	31	20
80	58	32	20
81	59	33	21
82	59	34	21
83	60	35	21
84	60	36	21
85	61	37	21
86	61	38	22
87	61	39	22
88	62	40	22
89	62	41	22
90	62	42	22
91	63	43	23
92	63	44	23
93	63	45	23
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	65	53	



102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	66	57	
106	66	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	67	61	
110	67	61	
111	67	62	
112	68	62	
113	68	63	
114	68	63	
115	68	64	
116	68	64	
117	69	65	
118	69	66	
119	69	67	
120	70	68	
121	70	69	
122	70	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	71	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		73	
132		74	
133		74	
134		74	
135		74	
136		74	
137		74	
138		74	
139		74	
140		74	
141		75	
142		75	
143		75	

144		75	
145		75	
146		75	
147		75	
148		75	
149		75	

## オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11

32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	30	22	38	27
60	30	22	38	27
61	31	23	39	27
62	31	23	39	28
63	32	24	40	28
64	32	24	40	28
65	33	25	41	29
66	33	25	41	29
67	34	26	41	29
68	34	26	42	30
69	35	27	42	30
70	35	27	42	30
71	36	28	43	31
72	36	28	43	31
73	37	29	43	31

74	37	29	43	
75	38	30	44	
76	38	30	44	
77	39	31	44	
78	39	31	44	
79	40	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	34	46	
85	43	34	46	
86	43	34	46	
87	44	35	47	
88	44	35	47	
89	45	35	47	
90	46	36		
91	47	36		
92	48	36		
93	49	37		
94	50	37		
95	51	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	40		
106	59	40		
107	60	41		
108	60	41		
109	61	41		
110	61	41		
111	61	41		
112	61	42		
113	62	42		
114	62	42		
115	62	42		

116	62	42		
117	63	43		
118	63	43		
119	63	43		
120	63	43		
121	64	43		

カ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1
31	11	15	7	1

32	12	16	8	1
33	13	17	9	1
34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1
37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1
42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1
46	26	30	22	2
47	27	31	23	3
48	28	32	24	4
49	28	33	25	5
50	28	34	26	6
51	29	35	27	7
52	29	36	28	8
53	29	37	29	9
54	30	37	30	9
55	30	38	31	10
56	30	38	32	10
57	31	39	33	11
58	31	39	34	11
59	31	40	35	12
60	32	40	36	12
61	32	41	37	13
62	32	41	37	13
63	33	42	38	14
64	33	42	38	14
65	33	43	39	15
66		43	39	
67		44	40	
68		44	40	
69		45	41	
70		45	41	
71		45	42	
72		46	42	
73		46	42	

74		46	42	
75		47	43	
76		47	43	
77		47	43	
78		48	43	
79		48	44	
80		48	44	
81		48	44	
82		48	44	
83		49	45	
84		49	45	
85		49	45	
86		49	45	
87		49	46	
88		50	46	
89		50	47	
90		50		
91		50		
92		50		
93		51		
94		51		
95		51		
96		51		
97		51		

キ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1

14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26



56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	34	42	46	38	37	27
59	35	43	47	39	37	27
60	36	44	48	40	38	27
61	37	45	49	41	38	27
62	37	46	50	41	38	27
63	38	47	51	41	39	28
64	38	48	52	42	39	28
65	39	49	53	42	39	28
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		62	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		63	74	50		

98		63	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		64	74	51		
104		64	74	51		
105		64	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

## ク 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5

22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38

64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	78	78	87	69		
103	79	79	88	70		
104	80	80	88	70		
105	81	81	89	70		

106	81	81	90	70		
107	81	81	91	71		
108	81	82	92	71		
109	82	82	92	71		
110	82	82	92	71		
111	82	83	93	72		
112	82	83	93	72		
113	83	83	93	73		
114	83	84	94			
115	83	84	94			
116	83	84	94			
117	84	85	95			
118	84	85	95			
119	84	85	95			
120	84	85	96			
121	85	86	96			
122	85	86	96			
123	85	86	97			
124	85	86	97			
125	86	87	97			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				

148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93					
155	93					
156	93					
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第25を別表第23とし、別表第26を別表第24とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

- 2 職員の任用に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の3中「及び別表第8から別表第11まで」を「及び別表第7から別表第10まで」に改める。

(富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

- 3 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年富山県人事委員会規則第199号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表第3から別表第11まで」を「別表第3から別表第10まで」

に改める。

第7条中「別表第15から別表第23まで」を「別表第14から別表第21まで」に改める。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第505号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第260号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表第1 県立大学の項を削り、同表特別支援学校の項及び小学校及び中学校の項調整数の欄中「1.25」を「1」に改める。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2（第3条関係）

#### 調 整 基 本 額 表

#### 1 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	11,900円（条例別表第3アの備考第2項に定める職員にあっては、12,200円）
4 級	13,100円

#### 2 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円
2 級	11,000円

3 級	11,500円（条例別表第3イの備考第2項に定める職員にあっては、11,800円）
4 級	12,700円

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第506号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「危機管理監」の次に「、教育・スポーツ政策監」を加え、同項中

「	首都圏本部長 職員研修所の所長 県立大学事務局長	1 種	」
---	--------------------------------	-----	---

を

「	首都圏本部長 広域消防防災センター所長 職員研修所の所長	1 種	」
---	------------------------------------	-----	---

に、

「	総合交通政策室長 出納局次長 検査室長 広域消防防災センター所長		」
---	---	--	---

を

「	総合交通政策室長 地方創生推進室長 出納局次長 検査室長		」
---	---------------------------------------	--	---



に、

「	公文書館長 県立大学事務局長	」
---	-------------------	---

を

「	公文書館長	」
---	-------	---

に、

「	富山新港管理局長	」
---	----------	---

を

「	富山新港管理局長 情報企画監	」
---	-------------------	---

に、

「	農業技術課広域普及指導センター所長 県立大学の学生部長、工学部長及び入試・学 生募集部長並びに事務局の課長	」
---	---	---

を

「	農業技術課広域普及指導センター所長	」
---	-------------------	---

に、

「	県立大学の図書館長、研究科長、生物工学研 究センター所長、地域連携センター所長及び キャリアセンター所長 富山学園長代理	」
---	---	---

を

「	富山学園長代理	」
---	---------	---

に改める。

別表第 1 の表の備考第 1 項中「知事部局の項中」の次に「広域消防防災センター所長、」を加え、同表の備考第 3 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表の備考第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 知事部局の項中情報企画監については、人事委員会が認める場合にあっては、区分を 4 種とすることができる。

別表第 2 行政職給料表の項中「117,500円」を「116,500円」に改め、別表第 2

及び別表第3教育職給料表(1)の項を削り、別表第2及び別表第3中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に、「教育職給料表(3)」を「教育職給料表(2)」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第507号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第262号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「職務の各級の職で次の各号に掲げるもの」を「適用を受ける職員の職で第1号から第5号までに掲げるもの及び行政職給料表の適用を受ける職員の職で県民の健康の増進及び医療体制の整備等の事務をつかさどるため特に医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするもののうち採用による欠員の補充が相当困難であるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの（以下「第2条第1項行政職」という。）」に改め、同項第3号中「若しくは6級地」を「、6級地若しくは7級地」に改め、同条第2項中「、教育職給料表(2)」を削り、「必要とするもの」の次に「（行政職給料表の適用を受ける職員の職にあつては、第2条第1項行政職を除く。）」を加える。

別表の備考3中「第3号の職」の次に「又は第2条第1項行政職」を加える。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月24日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第508号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 264号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「給与条例」を「条例」に改め、同項を附則第 4 項とし、附則第 1 項の次に次の 2 項を加える。

（条例第10条の 2 の規定による地域手当の支給割合）

2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第 7 条の規定により読み替えられた条例第10条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

（条例第10条の 3 の規定による地域手当の支給割合）

3 平成26年改正条例附則第 7 条の規定により読み替えられた条例第10条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、 100分の15とする。

附則に次の表を加える。

#### 附則別表（附則第 2 項関係）

支 給 割 合	支 給 地 域
100分の18	特 別 区
100分の15	大 阪 市
100分の13	名 古 屋 市
100分の 3	富 山 市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表中「6級地」を「7級地」に改め、同表の備考中「平成18年」を「平成27年」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第509号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第265号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人」を加える。

第4条中「富山県人事委員会規則第266号」の次に「。以下「単身赴任手当規則」という。」を、「該当する職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」を加え、「同項第3号」を「単身赴任手当規則第5条第3項第3号」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

**富山県人事委員会規則第510号**

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第10条の6第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）第2条第1項の規定による派遣又は公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）第2条第1項の規定による派遣（以下「公益的法人等派遣」という。）から職務に復帰したこと。

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用をされたこと。

第18条の2第1項第3号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大坪 健

### 富山県人事委員会規則第511号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第266号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

第5条第3項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4

第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）第2条第1項の規定による派遣又は公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用をされたこと。

第5条第3項第7号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）附則第7条の規定により読み替えられた富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第10条の7第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大坪 健

#### 富山県人事委員会規則第512号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第267号）の一部を次

のように改正する。

第 2 条の見出しを「（その所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定める公署）」に改め、同条中「第 11 条第 1 項第 2 号」を「第 11 条第 1 項」に改める。

第 3 条中「別表第 7」を「別表第 6」に改める。

第 4 条を次のように改める。

**第 4 条** 条例別表第 6 の「人事委員会規則で定める職員」は、扶養親族のある職員であって国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、次に掲げる職員とする。

- (1) 条例第 10 条の 7 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が 2 以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と寒冷地手当法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次号及び第 8 条第 1 項第 2 号において「最短距離」という。）が 60 キロメートル以上であるもの
- (2) 条例第 10 条の 7 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が 60 キロメートル以上であるもの

別表を次のように改める。

**別表**（第 2 条関係）

寒 冷 地 手 当 支 給 公 署

公 署 名	所 在 地
立山博物館	中新川郡立山町芦峠寺 93 の 1
立山センター	中新川郡立山町芦峠寺ブナ坂外 11 国有林室堂平
森林政策課	富山市有峰
小矢部川ダム管理事務所	南砺市刀利字大平 72 の 2
上市川ダム管理事務所	中新川郡上市町東種字郷津 1 の 2
室牧ダム管理事務所	富山市八尾町蒲谷 41 の 3
利賀川ダム管理事務所	南砺市利賀村水無 3 の 21 南砺市利賀村大勘場 556



境川ダム管理事務所	南砺市新屋 786の2
立山カルデラ砂防博物館	中新川郡立山町芦峠寺ブナ坂68
南砺平高等学校	南砺市大島1203
富山市立小見小学校	富山市小見 250
富山市立神通碧小学校	富山市楡原 405
上市町立白萩南部小学校	中新川郡上市町東種17
立山町立立山芦峠小学校	中新川郡立山町芦峠寺 8
南砺市立井口小学校	南砺市蛇喰1001
南砺市立利賀小学校	南砺市利賀村 184
南砺市立城端小学校	南砺市城端1610
南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573
南砺市立福光南部小学校	南砺市小坂 708
黒部市立宇奈月中学校	黒部市宇奈月町下立 825
富山市立楡原中学校	富山市楡原 405
南砺市立井口中学校	南砺市蛇喰1001
南砺市立利賀中学校	南砺市利賀村 184
南砺市立城端中学校	南砺市泉沢 700
南砺市立平中学校	南砺市下梨 446
高速道路交通警察隊福光分駐隊	南砺市山田 153
入善警察署舟見警察官駐在所	下新川郡入善町舟見1593の1
黒部警察署宇奈月温泉警察官駐在所	黒部市宇奈月温泉 330の18
黒部警察署愛本警察官駐在所	黒部市宇奈月町愛本新2091の1
上市警察署立山公園口警察官駐在所	中新川郡立山町芦峠寺 151
上市警察署室堂警備派出所	中新川郡立山町芦峠寺ブナ坂外11 国有林室堂平
上市警察署馬場島警備派出所	中新川郡上市町伊折
富山南警察署細入警察官駐在所	富山市楡原3506の1
富山南警察署小見警察官駐在所	富山市小見 187の1
富山西警察署仁歩警察官駐在所	富山市八尾町平沢 345の1
富山西警察署野積警察官駐在所	富山市八尾町水口 347の1
南砺警察署西太美警察官駐在所	南砺市才川七 793の1
南砺警察署東太美警察官駐在所	南砺市土生新 352
南砺警察署城端交番	南砺市野田1366の1
南砺警察署平警察官駐在所	南砺市下梨2067
南砺警察署上平警察官駐在所	南砺市新屋 786の1
南砺警察署利賀警察官駐在所	南砺市利賀村上島27の1

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 給与条例 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）をいう。

(2) 平成26年改正条例 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）をいう。

(3) 旧寒冷地等在勤職員 平成26年改正条例附則第8条第1項第1号に規定する旧寒冷地等在勤職員をいう。

(4) 新寒冷公署在勤職員 平成26年改正条例附則第8条第1項第2号に規定する新寒冷公署在勤職員をいう。

(5) 特定旧寒冷地等在勤職員 平成26年改正条例附則第8条第1項第3号に規定する特定旧寒冷地等在勤職員をいう。

(6) 一部施行日 平成26年改正条例第2条の規定の施行の日をいう。

(7) 基準日 給与条例第11条第1項に規定する基準日（その属する月が平成30年3月までのものに限る。）をいう。

3 基準日において特定旧寒冷地等在勤職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤職員又は新寒冷公署在勤職員であったもの（平成26年改正条例附則第8条第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、その旧寒冷地等在勤職員又は新寒冷公署在勤職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤職員として勤務していたものとみなして、同条第2項から第4項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

4 平成26年改正条例附則第8条第6項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特別職に属する富山県職員
  - (2) 企業職員（富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の適用を受ける職員をいう。）
  - (3) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等に使用される者をいう。）
  - (4) 国家公務員又は他の地方公共団体の職員
  - (5) 退職派遣者（公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。）
  - (6) 単純労務職員（給与条例第1条に規定する単純労務職員をいう。）
  - (7) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）に勤務する職員及び役員
- 5 人事交流等により前項のいずれかに掲げる者であったものが、一部施行日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員（以下「給料表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷地等在勤職員となった場合において、基準日において当該職員である者に対しては、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその給料表適用職員でなかった期間を給料表適用職員として勤務していたものとみなして、平成26年改正条例附則第8条第2項から第4項まで又は附則第3項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大坪 健

#### 富山県人事委員会規則第513号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項中「、富山県立大学」を削る。

第 15 条第 1 項中「、県立大学」を削る。

第 31 条第 2 項中「、給料の月額 100 分の 10（管理職手当を受ける教育職員にあつては、100 分の 8）」を「、給料の月額に次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (1) 定時制教育に従事する教育職員（第 2 号に掲げる教育職員を除く。） 100 分の 4（管理職手当を受けるものにあつては、100 分の 3）
- (2) 定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）に従事する教育職員 100 分の 6（管理職手当を受けるものにあつては、100 分の 4）
- (3) 通信制教育に従事する教育職員 100 分の 5（管理職手当を受けるものにあつては、100 分の 4）

第 32 条第 2 項中「100 分の 10」を「100 分の 6」に改める。

第 37 条第 5 項中「100 分の 6」を「100 分の 4」に改める。

第 38 条の 2 第 1 項中「、第 20 条第 5 項及び第 7 項、第 27 条第 3 項、第 30 条の 2 第 2 項並びに第 36 条」を「、第 30 条の 5 第 2 項及び第 36 条」に、「、これらの規定中」を「、第 3 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員（条例第 4 条第 3 項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。））」とあるのは「育児短時間勤務職員等」と、「勤務割合」とあるのは、「勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数」と、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 16 条第 3 項、第 30 条の 5 第 2 項及び第 36 条中」に、「に読み替える」を「と読み替える」に改め、同条第 2 項中「、第 20 条第 5 項及び第 7 項、第 27 条第 3 項、第 30 条の 2 第 2 項並びに第 36 条」を「、第 30 条の 5 第 2 項及び第 36 条」に、「、これらの規定中」を「、第 3 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員（条例第 4 条第 3 項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。））」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「勤務割合」とあるのは、「勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数」と、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 16 条第 3 項、第 30 条の 5 第 2 項及び第 36 条中」に、「に読み替える」を「と読み替える」に改める。

附則第2項第1号中「附則第13項第1項第1号」を「附則第13項第1号」に改める。

附則第9項を附則第10項とし、附則第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、附則第2項の次に次の見出し及び1項を加える。

(特殊勤務手当の算定の基礎となる給料月額の特例)

- 3 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）附則第5条の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条の2第3項、第11条第1項第1号及び第13条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第2中「教育職給料表(3)」を「教育職給料表(2)」に改める。

別表第2の2中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第31条第2項の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては同項第1号中「100分の4（管理職手当を受けるものにあつては、100分の3）」とあるのは「100分の8（管理職手当を受けるものにあつては、100分の7）」と、同項第2号中「100分の6（管理職手当を受けるものにあつては、100分の4）」とあるのは「100分の9（管理職手当を受けるものにあつては、100分の7）」と、同項第3号中「100分の5（管理職手当を受けるものにあつては、100分の4）」とあるのは「100分の9（管理職手当を受けるものにあつては、100分の7）」とし、同年4月1日から平成29年3月31日までの間においては同項第1号中「100分の4（管理職手当を受けるものにあつては、100分の3）」とあるのは「100分の6（管理職手当を受けるも

のにあつては、100分の5)」と、同項第2号中「100分の6（管理職手当を受けけるものにあつては、100分の4）」とあるのは「100分の8（管理職手当を受けけるものにあつては、100分の6）」と、同項第3号中「100分の5（管理職手当を受けけるものにあつては、100分の4）」とあるのは「100分の7（管理職手当を受けけるものにあつては、100分の6）」とする。

- 3 改正後の規則第32条第2項の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては同項中「100分の6」とあるのは「100分の9」とし、同年4月1日から平成29年3月31日までの間においては同項中「100分の6」とあるのは「100分の8」とする。
- 4 改正後の規則第37条第5項の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間においては同項中「100分の4」とあるのは「100分の5」とする。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

#### 富山県人事委員会規則第514号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第270号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第20条の2第1項第1号」を「第20条の2第1項」に、「第20条の2第2項」を「第20条の2第3項第1号」に改め、同項第1号中「条例第8条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」を「管理職員（条例第8条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員をいう。以下同じ。）」に改め、同号カ中「又は」を「及び」に改め、同項第2号中「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」を

「任期付研究員（任期付研究員条例第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 3 号中「任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」を「任期付職員（任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「第 20 条の 2 第 2 項ただし書」を「第 20 条の 2 第 3 項第 1 号」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

**第 4 条** 条例第 20 条の 2 第 2 項に規定する職員（任期付研究員条例第 6 条第 2 項及び任期付職員条例第 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例第 20 条の 2 第 3 項第 2 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に定める額とする。

(1) 管理職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則第 2 条第 2 項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1 種 6,000円
- イ 2 種 5,500円
- ウ 3 種 5,000円
- エ 4 種 4,500円
- オ 5 種 4,000円
- カ 6 種及び 7 種 3,000円
- キ 8 種 2,000円

(2) 任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6 号給及び任期付研究員条例第 5 条第 4 項（育児休業条例第 16 条（育児休業条例第 21 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 6,000円
- イ 4 号給及び 5 号給 5,000円
- ウ 2 号給及び 3 号給 4,000円
- エ 1 号給 3,000円

(3) 任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項（育児休業条例第17条（育児休業条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,000円

エ 1号給 3,000円

2 条例第20条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第515号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ウ中「職員」を「職員及び役員」に改める。

第6条第3号中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表(1)」に改め、同条第4号「教育職給料表(3)」を「教育職給料表(2)」に改める。

第7条第1項中「及び富山県立大学長」を削る。

第8条第1項第4号を削る。



第10条第1項第3号中「国家公務員等」の次に「（人事委員会の定めるものに限る。）」を加える。

第19条第1項第1号中「前項」を「前条」に改める。

第24条第1項各号を次のように改める。

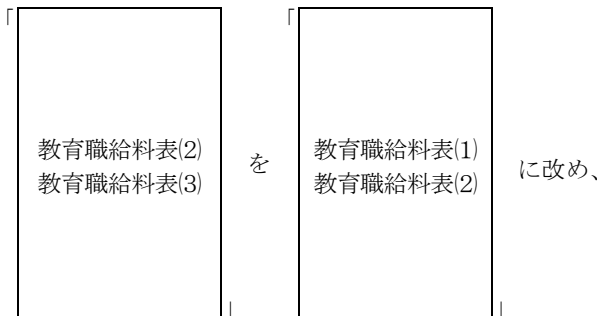
- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の88.5以上 100分の 150以下（条例第22条第2項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の 113.5以上 100分の 190以下）
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の81以上 100分の88.5未満（特定管理職員にあつては、100分の 103.5以上 100分の 113.5未満）
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の72以上100分の73.5以下（特定管理職員にあつては、100分の92以上 100分の93.5以下）
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の72未満（特定管理職員にあつては、100分の92未満）

第24条第2項中「ア及びイ」を「及び第2号」に改める。

第25条各号を次のように改める。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35超（特定管理職員にあつては、100分の45超）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の35（特定管理職員にあつては、100分の45）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満（特定管理職員にあつては、100分の45未満）

別表第1教育職給料表(1)の項を削り、



	富山県立大学長	100分の20
--	---------	---------

を削る。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第516号

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の表を次のように改める。

別表第 3 (第12条関係)

行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	技能 労務 職給 料表
10級、 9級、 8級及 び7級	9級及 び8級	4 級	4 級	5 級 (課長 に相当 する職 を除く。)	5級及 び4級	7 級 (室長 に相当 する職 に限る。)	7 級	—
6 級	7 級	3 級	3 級	5 級 (課長 に相当 する職 に限る。)	3 級	7 級 (室長 に相当 する職 を除く。) 及び6 級	6 級	—
5級及 び4級	6級及 び5級	2級の 33号給 以上	2級の 45号給 以上	4 級	2 級 (課長 補佐に 相当す る職に 限る。)	5 級	5 級	—
3 級	4 級	2級の 25号給 以上32 号給以 下	2級の 37号給 以上44 号給以 下	3級及 び2級の 41号給 以上	2 級 (課長 補佐に 相当す る職を 除く。) 及び1 級の17 号給以 上	4級及 び3級	4級及 び3級	—
2級及 び1級	3級、 2級及 び1級	2級の 24号給 以下及 び1級	2級の 36号給 以下及 び1級	2級の 40号給 以下及 び1級	1級の 16号給 以下	2級及 び1級	2級及 び1級	全級

別表第 4 の表を次のように改める。

**別表第 4**（第 12 条関係）

行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	技能 労務 職給 料表
10級、 9級、 8級及 び7級	9級及 び8級	4 級	4 級	5 級 (課長 に相当 する職 を除く。)	5級及 び4級	7 級 (室長 に相当 する職 に限る。)	7 級	—
6 級	7 級	3 級	3 級	5 級 (課長 に相当 する職 に限る。)	3 級	7 級 (室長 に相当 する職 を除く。) 及び6 級	6 級	—
5級及 び4級	6級及 び5級	2 級	2 級	4 級	2 級 (課長 補佐に 相当す る職に 限る。)	5 級	5 級	—
3 級	4 級	—	—	3 級	2 級 (課長 補佐に 相当す る職を 除く。) 及び1 級	4級及 び3級	4級及 び3級	—
2級及 び1級	3級、 2級及 び1級	1 級	1 級	2級及 び1級	—	2級及 び1級	2級及 び1級	全級

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月24日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

**富山県人事委員会規則第517号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「情報企画監」を「情報企画監、教育・スポーツ政策監」に、教育委員会事務局の項中「教育長、理事」を「理事」に、別表第2中

「公文書館 県立大学	館長、副館長 学長、教授 事務局長、事務局次長、課長、主幹、総務課長 補佐
---------------	--

を

「公文書館	館長、副館長
-------	--------

に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~

**告 示**

~~~~~

**富山県人事委員会告示第57号**

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定についての一部改正について

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定について（平成11年富山県人事委員会告示第23号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年 3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

2の表法別表第1第12号に掲げる事業の項中「職員研修所 県立大学」を「職員研修所」に、法別表第1に掲げる事業以外の事業の項中「農業普及課、農業普及第一課及び農業普及第二課」を「農業普及課」に改める。

訓 令

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年 3月24日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

富山県人事委員会訓令第20号

事務局

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会事務局文書管理規程（昭和62年富山県人事委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項第3号中「暦年」を「条例、規則、告示及び訓令にあつては暦年に、指令及び施行する一般文書にあつては会計年度」に改め、同項第4号中「前年」を「前年度」に、「暦年」を「会計年度」に改める。

第37条中「経営企画部文書学術課長」を「経営管理部文書総務課長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の富山県人事委員会事務局文書管理規程（次項において「新訓令」という。）第27条第3項第3号及び第4号の規定の適用については、

平成27年1月1日から平成28年3月31日までを一会計年度とみなす。

- 3 平成27年1月1日前の文書と同一の番号を用いる場合については、新訓令第27条第3項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

